

お宝市番館瀬戸大橋店

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月30日

香川県知事 浜田 恵 造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	西角 邦夫 綾歌郡宇多津町大字東分1623番地1 宮崎 輝雄 綾歌郡宇多津町大字東分1937番地 宮崎 雅彦 綾歌郡宇多津町浜七番丁94番地2ツインタワー瀬戸大橋31-504 宮崎 健二 綾歌郡宇多津町大字東分1532番地5 新田フミコ 綾歌郡宇多津町大字東分1611番地1 横田佳津子 京都府福知山市字猪野々471番地の2 水野 謙作 綾歌郡宇多津町大字東分1627番地 白川 瑞夫 綾歌郡宇多津町大字東分186番地 株式会社MRN 代表取締役 細川雅文 丸亀市田村町124番地3																																									
大規模小売店舗の名称及び所在地	お宝市番館瀬戸大橋店 綾歌郡宇多津町大字東分板橋東314番地1ほか																																									
変更しようとする事項	大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>小売業者名</td> <td>開店時刻</td> <td>閉店時刻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式会社イーグル</td> <td>午前10時00分</td> <td>午前0時00分</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>小売業者名</td> <td>開店時刻</td> <td>閉店時刻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式会社イーグル</td> <td>午前9時00分</td> <td>午前3時00分</td> </tr> </table> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>駐車場①～③</td> <td>午前9時45分～午前0時15分</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>駐車場①②</td> <td>午前8時45分～午前3時15分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場③</td> <td>午前8時45分～午後10時00分</td> </tr> </table> <p>③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>区分</td> <td>出入口の数</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場①～③</td> <td>出入併用 7カ所</td> <td>別図のとおり</td> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td>区分</td> <td>出入口の数</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場①～③</td> <td>入口専用 3カ所 (入口①②⑥) 出入併用 3カ所 (出入口③④⑤)</td> <td>別図のとおり</td> </tr> </table> <p>※「別図」は省略し、その図面を下記の縦覧場所において縦覧に供する。</p>	変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻		株式会社イーグル	午前10時00分	午前0時00分	変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻		株式会社イーグル	午前9時00分	午前3時00分	変更前	駐車場①～③	午前9時45分～午前0時15分	変更後	駐車場①②	午前8時45分～午前3時15分		駐車場③	午前8時45分～午後10時00分	変更前	区分	出入口の数	位置		駐車場①～③	出入併用 7カ所	別図のとおり	変更前	区分	出入口の数	位置		駐車場①～③	入口専用 3カ所 (入口①②⑥) 出入併用 3カ所 (出入口③④⑤)	別図のとおり
変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻																																							
	株式会社イーグル	午前10時00分	午前0時00分																																							
変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻																																							
	株式会社イーグル	午前9時00分	午前3時00分																																							
変更前	駐車場①～③	午前9時45分～午前0時15分																																								
変更後	駐車場①②	午前8時45分～午前3時15分																																								
	駐車場③	午前8時45分～午後10時00分																																								
変更前	区分	出入口の数	位置																																							
	駐車場①～③	出入併用 7カ所	別図のとおり																																							
変更前	区分	出入口の数	位置																																							
	駐車場①～③	入口専用 3カ所 (入口①②⑥) 出入併用 3カ所 (出入口③④⑤)	別図のとおり																																							
変更年月日	平成26年6月28日																																									
変更理由	来客の利便性の向上、及び出入口付近の安全確保のため。																																									

2 届出年月日

平成26年6月20日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課 及び 宇多津町産業振興課
縦覧期間	平成26年6月30日から平成26年10月30日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成26年10月30日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町産業振興課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ